



蓮田市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、蓮田市教育委員会教育長から平成27年度定例監査兼行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成29年3月30日

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 石 川 誠 司

写

教 学 第 2 9 6 0 号  
平 成 2 9 年 3 月 7 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様  
蓮田市監査委員 石川 誠司 様

蓮田市教育委員会  
教育長 西 山 通 夫

平成27年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書に基づく  
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のと  
おり通知します。

(別紙)

平成27年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書に基づく指摘事項の措置状況について

**【指摘事項】**

健康増進課と学校教育課の「賃貸借契約書の一部変更契約書」において、発注者（甲）と受託者（乙）と表記すべきものがともに「甲」となっていた。契約の基本となるべき事項の「誤記」なので、今後このようなことがないよう、慎重に確認するなど適切に事務処理を行う必要がある。

**【措置状況】**

「賃貸借契約書の一部変更契約書」の一部訂正に関する覚書を締結し、発注者（甲）と受託者（乙）の表記を正しくするよう対応いたしました。

また、今後このようなことのないように、慎重に確認しながら事務処理を実施してまいります。（学校教育課）